

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第2部門第5区分
【発行日】平成17年3月17日(2005.3.17)

【公開番号】特開2003-25919(P2003-25919A)
【公開日】平成15年1月29日(2003.1.29)
【出願番号】特願2001-217058(P2001-217058)
【国際特許分類第7版】
B 6 0 R 5/04
【F I】
B 6 0 R 5/04 T

【手続補正書】
【提出日】平成16年4月12日(2004.4.12)
【手続補正1】
【補正対象書類名】明細書
【補正対象項目名】特許請求の範囲
【補正方法】変更
【補正の内容】
【特許請求の範囲】
【請求項1】

車両の後方にラゲッジルームを有し、該ラゲッジルームの後部開口をバックドアによって開閉する車両に適用されるものであって、前記ラゲッジルームに配設されたリトラクタにより巻き取り方向に付勢されると共に、該リトラクタから引き出され、前記ラゲッジルームの上部を覆って車体側に取り外し可能に係止されるトノカバーを有する車両のトノカバー装置において、

前記トノカバーは、その後端側に車幅方向に延在するトノカバーシャフトを備え、前記トノカバーシャフトの左右端部を前記ラゲッジルームの側部に設けた係合部に取り外し可能に係止すると共に、

前記係合部は、前記バックドアを開くのに連動して前記トノカバーシャフトの左右端部との係合を解除する連動開放手段を備えたことを特徴とするトノカバー装置。

【請求項2】

前記係合部は、溝部に設けられて前記トノカバーシャフトの左右端部と係合する第1係止部と、トノカバーシャフトの左右端部と係合する第2係止部を一端側に備えると共に、他端側にバックドアを閉めた際に該バックドアと当接する当接部と、第2係止部と当接部との間に設けられ前記トノカバーシャフトの左右端部に係当する係当部とを有する連動開放手段とから構成され、

前記バックドアを閉めた際、前記当接部からの入力によって前記係当部が前記トノカバーシャフトの左右端部を前記第1係止部から前記第2係止部に向かって係当して、該左右端部を前記第2係止部に係合させると共に、前記バックドアを開いて前記当接部からの入力解除されると、左右端部と第2係止部との係合が解除され、前記左右端部の前記係合部との係合を解除するようにしたことを特徴とする請求項1に記載のトノカバー装置。

【請求項3】

前記連動開放手段の当接部と、該当接部に当接するバックドア側の当接座部との当接の可否を設定可能な切替手段が設けてあることを特徴とする請求項2に記載のトノカバー装置

。

【請求項4】

前記連動開放手段の当接部にダンパー機構を設定したことを特徴とする請求項2又は3に記載のトノカバー装置。

【請求項5】

前記切替手段は、バックドア側の当接座部に設けられた凹部と該凹部を開閉するスライドプレートからなることを特徴とする請求項3又は4に記載のトノカバー装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

請求項2の発明にあつては、請求項1に記載の前記係合部は、溝部に設けられて前記トノカバーシャフトの左右端部と係合する第1係止部と、トノカバーシャフトの左右端部と係合する第2係止部を一端側に備えると共に、他端側にバックドアを閉めた際に該バックドアと当接する当接部と、第2係止部と当接部との間に設けられ前記トノカバーシャフトの左右端部に係当する係当部とを有する連動開放手段とから構成され、前記バックドアを閉めた際、前記当接部からの入力によって前記係当部が前記トノカバーシャフトの左右端部を前記第1係止部から前記第2係止部に向かって係当して、該左右端部を前記第2係止部に係合させると共に、前記バックドアを開いて前記当接部からの入力解除されると、左右端部と第2係止部との係合が解除され、前記左右端部の前記係合部との係合を解除するようにしたことを特徴としている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

請求項3の発明にあつては、請求項2に記載の前記連動開放手段の当接部と、該当接部に当接するバックドア側の当接座部との当接の可否を設定可能な切替手段が設けてあることを特徴としている。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

請求項4の発明にあつては、請求項2又は3に記載の前記連動開放手段の当接部にダンパー機構を設定したことを特徴としている。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

請求項5の発明にあつては、請求項3又は4に記載の前記切替手段は、バックドア側の当接座部に設けられた凹部と該凹部を開閉するスライドプレートからなることを特徴としている。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

請求項 2 に記載の発明によれば、請求項 1 の効果に加えて、前記係合部は、溝部に設けられて前記トノカバーシャフトの左右端部と係合する第 1 係止部と、トノカバーシャフトの左右端部と係合する第 2 係止部を一端側に備えると共に、他端側にバックドアを閉めた際に該バックドアと当接する当接部と、第 2 係止部と当接部との間に設けられ前記トノカバーシャフトの左右端部に係当する係当部とを有する連動開放手段とから構成され、前記バックドアを閉めた際、前記当接部からの入力によって前記係当部が前記トノカバーシャフトの左右端部を前記第 1 係止部から前記第 2 係止部に向かって係当して、該左右端部を前記第 2 係止部に係合させると共に、前記バックドアを開いて前記当接部からの入力解除されると、左右端部と第 2 係止部との係合が解除され、前記左右端部の前記係合部との係合を解除するようにしてあるため、別途アクチュエータ等を設けることなく、機械的な構造のみでバックドアを開く際に、トノカバーを自動的にリトラクタに巻き取ることができる。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

請求項 3 に記載の発明によれば、請求項 2 の効果に加えて、前記連動開放手段の当接部と、該当接部に当接するバックドア側の当接座部との当接の可否を設定可能な切替手段を設けてあるため、不要時には、バックドアの開閉に連動してトノカバーを前記リトラクタに巻き取る機能を任意にキャンセルすることができる。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

請求項 4 に記載の発明によれば、請求項 2 又は 3 の効果に加えて、前記連動開放手段の当接部にダンパー機構を設定してあるため、該ダンパー機構により、バックドアのオーバーストロークや車両による寸法バラツキなどを吸収できるので、品質を向上し、前記連動開放手段を確実に作動させることができる。

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

請求項 5 に記載の発明によれば、請求項 3 又は 4 の効果に加えて、前記切替手段は、バックドア側の当接座部に設けられた凹部と該凹部を開閉するスライドプレートから構成されているため、簡単な構造でキャンセル機構を実現できる。